

島根県在職者リスクリング支援事業実施要領

(趣旨及び目的)

第1条 本要領は、DXに向けた教育やリスクリングを推進する県内企業、個人事業主を支援するために実施する島根県在職者リスクリング支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本事業において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

- (1) オンライン学習 オンライン動画学習プラットフォーム「Udemy Business」（以下「UB」という。）をいう。
- (2) 受講ライセンス UBを受講するための権限（島根県が契約しているものに限る。）をいう。
- (3) 受講アカウント UBを利用するための登録をいう。
- (4) 学習管理システム UBに付属する学習状況の把握、学習履歴の確認等ができるサービスをいう。
- (5) ラーニングパス 本事業の趣旨に照らし、受講者に資するものとして、県においてあらかじめ設定した、受講者に受講を推奨する複数のUBのコンテンツからなる学習コースをいう。
- (6) 受講者 UBを受講する企業（以下「受講企業」という。）の従業員（グループ管理者を含む。）又は個人事業主をいう。
- (7) 総合管理者 UBの受講環境の提供、受講者の学習状況の把握その他本事業全体の管理を行う者をいう。
- (8) グループ管理者 受講企業内又は支援機関内において、自社の従業員又は個人事業主等に対し、UBの受講支援を行う者をいう。なお、受講者と兼ねることができることとする。

(受講ライセンスの交付)

第3条 受講ライセンスは、島根県商工労働部雇用政策課長（以下「雇用政策課長」という。）が交付する。

2 受講ライセンスの交付数は、受講者1人につき、1とする。

3 1ライセンス当り8,250円（消費税込み）とする。

ただし、過去に利用実績がある企業は、11,000円（消費税込み）とする。

4 受講企業は、県からの通知に基づき前項の受講料を支払うものとする。なお、次条第3項各号に基づく取り消しを受けた場合、第12条に基づき、自社の都合により受講を中止した場合の受講料は返還しない。

(受講ライセンスの有効期限及び取り消し)

第4条 本事業におけるUBの受講ライセンスの有効期限は【前期】令和7年9月30日、

【後期】令和8年3月31日とする。

- 2 ライセンスは、有効期限を経過したとき自動的に失効する。
- 3 雇用政策課長は、次のいずれかに該当する場合、ライセンスを取り消すことができる。
 - (1) 受講状況が著しく悪く、受講計画の達成が困難であると認められる場合
 - (2) 受講アカウントを第三者に譲渡し、又は利用させた場合
 - (3) 受講アカウントを複数の個人で共有した場合
 - (4) Udemy 利用規約その他 Udemy 社が提示する条件への違反が認められる場合
 - (5) その他本実施要領の定める規定への違反が認められる場合
(総合管理者)

第5条 本事業の実施に当たっては、雇用政策課長を総合管理者とする。

- 2 総合管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。
 - (1) 受講企業へのライセンスの配分に関すること。
 - (2) グループ管理者の登録に関すること。
 - (3) 受講者の学習履歴の集計等に関すること。
 - (4) その他本事業の実施にあたり必要となること。
(グループ管理者)

第6条 本事業の実施に当たっては、受講企業内にそれぞれグループ管理者を置くこととする。

- 2 受講企業のグループ管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。
 - (1) 自社の従業員に対する受講アカウントの登録に関すること。
 - (2) 自社の従業員の学習状況の管理に関すること。
 - (3) その他自社の従業員がUBを受講するにあたり必要となること。
(受講ライセンスの交付対象)

第7条 ライセンスの交付対象となる企業は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 交付申請日において島根県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設等事業活動を行う拠点を有する事業者であること。
- (3) 受講する従業員等が、主として上記(2)の拠点において業務に従事する者であり、かつ、受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）に定める暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でなく、密接な関係にない事業者であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業（同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者でないこと。

- (6) 政党その他の政治団体でないこと
 - (7) 宗教上の組織または団体でないこと
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
 - (9) 将来にわたって(4)から(7)の各号のいずれにも該当しないこと及び(8)のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。
- 2 受講企業においては、受講者が効果的に学習できるよう、受講環境その他の配慮を行うこと。

(対象となる学習)

第8条 本事業の対象となる学習は、必修講座、及び自由選択講座からなるラーニングパス並びにその他の講座とする。

- 2 受講者は必修講座の全て及び自由選択講座のうち少なくとも1つを必ず受講するものとし、受講期間中、月10時間を目安に計画的に学習を行うものとする。
- 3 受講者は、前項に加えて、次の各号に該当する学習に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(1) 自社の業態転換、事業多角化及びDXの推進等、県内企業の今後の事業展開に資する学習

(2) 自社の業務を行う上で必要となる知識、技術及び技能の習得に資する学習

(受講者の募集)

第9条 ライセンスの交付を希望する企業の募集に当たっては、次のとおりとする。

- (1) ライセンス交付に関する募集は、雇用政策課で実施する。
- (2) ライセンス交付に関する応募先は、雇用政策課とする。
- (3) 1企業あたりのライセンスの最大交付数は、以下のとおりとし、うち1つはグループ管理者用とする。

ア 常用雇用従業員数が10名未満の企業	2
イ 常用雇用従業員数が10名以上50名未満の企業	3
ウ 上記以外の企業	5

(4) ライセンス交付を希望する企業は、しまね電子申請サービスによる申請またはオンライン学習受講申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、申請することとする。

(5) 募集期間その他受講企業の募集に関することについては別途定めることとする。

(受講者の決定)

第10条 雇用政策課は、ライセンスの交付申請を受けた際は、申請内容が本要領に合致しているかを審査し、受講の可否について申請企業に様式第2号により通知する。

- 2 ライセンスは、先着順に決定する。ただし、希望ライセンス数をなるべく多くの企業が受講できるよう調整を行う場合がある。

3 雇用政策課長は、受講企業が第3条第4項により納付したことを確認した後、アカウントを配分する。

4 支援機関向けライセンスは、先着順に決定する。

(UB の受講方法等)

第11条 総合管理者からアカウントの配分を受けたグループ管理者は、受講者に対し、受講アカウント登録の招待メールを送付し、受講者は氏名、メールアドレス、パスワードを登録する。

2 グループ管理者は、割り当てられた受講ライセンス数を超えて、アカウント登録をさせてはならない。

3 受講アカウントは、原則、受講者の責任において管理することとし、第三者に譲渡し、又は利用させてはならない。

4 受講者は、パスワードを紛失したときは、総合管理者及びグループ管理者へ速やかに連絡しなければならない。

5 その他受講に当たって必要な事項については、オンライン学習受講マニュアル、Udemy 利用規約その他 Udemy 社が提示する条件に定めるとおりとする。

(受講の中止等)

第12条 受講企業は、自社の都合により受講を中止又は大幅に変更する必要があるときは、県に対して、中止又は変更する内容及び理由を記載した書面により、速やかに申し出なければならない。

(報告書の提出)

第13条 受講企業は、受講期間が終了したときは、受講期間を終了した日の翌日から起算して10日を経過する日までにオンライン学習受講報告書(様式第3号)を作成し、県に提出しなければならない。

(効果検証及び成果の普及)

第14条 県は、学習管理システム及び報告書等の結果について評価を行うとともに、一定期間経過後、受講企業、及び受講者に対しアンケートやヒアリングを行うなどにより、事業効果の把握に努めるものとする。

2 県は、前項により把握した事業効果のうち、高い効果があったと認められる案件について、インターネット等により広く情報提供し、成果の普及に努めるものとする。

3 受講企業、並びに受講者は、県が行うアンケートや成果の情報提供等に可能な限り協力するよう努めることとする。

(その他)

第15条 要領に定めるもののほか、本ライセンスの交付等について必要な事項は雇用政策課長が定めることとする。

附則

1 この要領は、令和5年3月7日から施行する。

2 この要領は、令和6年3月14日から施行する。

3 この要領は、令和7年3月14日から施行する。